

第160期

# 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2024年6月24日（月） 午前10時  
（受付開始：午前9時）

開催場所：有明セントラルタワー ホール&カンファレンス  
4階ホールA  
東京都江東区有明三丁目7番18号

\*開催場所が昨年と異なりますので、文末の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名  
選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に  
対する報酬額及び内容決定の件



株主総会にご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。  
ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社 **ニコン**

証券コード：7731



## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第160期定時株主総会を2024年6月24日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2024年6月

代表取締役 兼 会長執行役員  
CEO

馬立 稔和

代表取締役 兼 社長執行役員  
COO 兼 CFO

徳成 旨亮

## 目次

■ 招集ご通知 .....	2
■ 株主総会参考書類 .....	6
■ 事業報告 .....	17
■ 連結計算書類 .....	29
■ 計算書類 .....	31
■ 監査報告書 .....	33

株主総会会場ご案内図

証券コード 7731  
2024年6月3日  
(電子提供措置の開始日 2024年5月27日)

## 株主各位

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 **ニコン**

代表取締役 兼 社長執行役員 徳成 旨亮

### 第160期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第160期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

[https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock\\_info/meeting/](https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock_info/meeting/)



また、下記のウェブサイトにも掲載しておりますので、アクセスして「銘柄名（会社名）」に「ニコン」又は「コード」に「7731」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から5頁のご案内に従って、2024年6月21日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日	時	2024年6月24日（月曜日） 午前10時
2. 場	所	東京都江東区有明三丁目7番18号 有明セントラルタワー ホール&カンファレンス 4階ホールA <span style="color: red;">開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。</span>
3. 目的事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">報告事項</div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第160期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第160期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">決議事項</div> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する報酬額及び内容決定の件</p>	

以上

### 〈ご留意事項〉

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使できる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。（お身体の不自由な方の同伴等は除きます。）
- 本招集ご通知及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社及び東京証券取引所ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
- 法令及び当社定款第16条第2項に基づき、本招集ご通知に以下の事項は掲載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、各ウェブサイトに掲載した下記書類を含めた監査対象書類を監査しております。
  - ・「事業報告」：企業集団の現況（直前3事業年度の財産及び損益の状況、主要な営業所及び工場、従業員の状況、当社の主要な借入先の状況）、会社の現況（株式の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制）
  - ・「連結計算書類」：連結持分変動計算書、連結注記表
  - ・「計算書類」：株主資本等変動計算書、個別注記表

## 議決権行使についてのご案内



### 株主総会への当日ご出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。なお、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。



### 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**2024年6月21日（金曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。



### インターネットによる議決権行使の場合

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、**2024年6月21日（金曜日）午後5時**までにご行使ください。

- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

#### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権をご行使される場合は、パソコンやスマートフォン等から当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ賛否をご入力ください。  
(ただし、午前2時半から午前4時半までは取扱いを休止します。)

### 議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法

スマートフォン等で議決権行使書に記載したQRコードを読み取る方法による議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

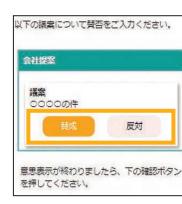
- 1 QRコードを読み取る
- 2 議決権行使方法を選ぶ
- 3 各議案の賛否を選択

議決権行使書副票（右側）



「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



画面の案内にしたがって  
行使完了です。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

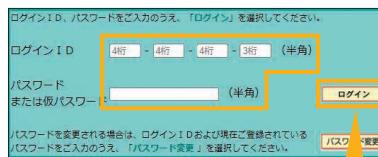
議決権行使ウェブサイト「<https://evote.tr.mufg.jp/>」を入力いただくか、  
右記のQRコードを読み取って議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 1 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスする
- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票  
(右側)に記載された「ログインID」  
及び「仮パスワード」を入力



「次の画面へ」をクリック



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内にしたがって  
賛否をご入力ください。

システム等に関する  
お問い合わせ

ヘルプデスク  
(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

**第1号議案 剰余金処分の件**

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきますようお願い申し上げます。

## 期末配当に関する事項

当社の利益配分は持続的成長に向けた投資（戦略投資、R&D、設備投資）を強化するとともに、株主重視の観点から安定的な配当を行うことを基本とし、同時に柔軟な株主還元政策により中長期的な視点に基づく最適な資本配分を実現する方針としております。

この方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- |                               |                |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 配当財産の種類                   | 金銭             |
| (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 |                |
| 当社普通株式1株につき金                  | 25円            |
| 配当総額                          | 8,661,430,225円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日            | 2024年6月25日     |

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式1株につき金50円となります。

**第2号議案 定款一部変更の件**

## 1. 提案の理由

(1) 当社は、コーポレート部門、各事業ユニットの企画部門及び先進R&D関連部門を集約することで、開発機能の強化や事業間シナジーの創出を図り、持続的な成長を目指すため、大井製作所の敷地内空地に新本社ビルを建設し、本店を移転することといたしました。これに伴い定款第2条に定める本店の所在地を変更するものであります。

また、本変更につきましては、2024年7月29日に効力を生ずるものとしてその旨の附則を設けるとともに、効力発生日経過後に当該附則を削除するものといたします。

(2) 取締役の業務分担を見直し、現行定款第15条の株主総会の議長について変更を行うものであります。なお、この変更は第160期定時株主総会終結の時から効力を生じるものとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第3～14条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役兼社長執行役員がこれにあたり、取締役兼社長執行役員に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>第16～34条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任減免に関する経過措置)</p> <p>当社は、2016年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第3～14条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたり、<u>当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第16～34条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任減免に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、2016年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(定款変更の効力発生日)</p> <p><u>第2条</u> 定款第2条の変更は、<u>2024年7月29日</u>にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、<u>効力発生日後</u>にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願い申し上げます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	再任	写真
1	うまたて としかず <b>馬立 稔和</b>	
<p>■ 生年月日 1956年3月1日</p> <p>■ 所有する当社株式の数 現に所有する普通株式 97,544株 潜在的に所有する普通株式 214,700株</p> <p>■ 取締役在任年数 5年</p> <p>■ 取締役会出席回数 16/17回</p> <p>■ 当社における担当 CEO</p>		
<p><b>略歴、地位及び重要な兼職の状況</b></p>		

1980年4月 当社入社  
2005年6月 当社執行役員  
2012年6月 当社常務執行役員  
2019年4月 当社社長執行役員  
2019年6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO  
2020年4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員  
2024年4月 当社代表取締役 兼 会長執行役員（現在に至る）

#### 取締役候補者とした理由

馬立稔和氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・半導体装置事業部長等を歴任しました。グローバルな経営環境の変化及び当社のコア・コンピタンスを把握し、社長として経営を主導するなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	再任	写真
2	とくなり むねあき <b>徳成 旨亮</b>	
<p>■ 生年月日 1960年3月6日</p> <p>■ 所有する当社株式の数 現に所有する普通株式 36,128株 潜在的に所有する普通株式 56,600株</p> <p>■ 取締役在任年数 4年</p> <p>■ 取締役会出席回数 17/17回</p> <p>■ 当社における担当 COO、CFO、CRO、経営管理本部長、サステナビリティ戦略部担当、情報セキュリティ推進部担当、法務・知的財産本部担当</p>		
<p><b>略歴、地位及び重要な兼職の状況</b></p>		

1982年4月 三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入社  
2009年6月 同行執行役員  
2011年6月 同行常務執行役員  
2012年6月 同行常務取締役  
2013年6月 同行専務取締役  
2015年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役常務 グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務取締役CFO  
2016年5月 同社取締役執行役専務グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役CFO  
2018年6月 同社執行役専務グループCFO 兼 株式会社三菱UFJ銀行取締役専務執行役員CFO  
2020年4月 当社専務執行役員  
2020年6月 当社取締役 兼 専務執行役員  
2024年2月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員  
2024年4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員（現在に至る）

#### 取締役候補者とした理由

徳成旨亮氏は、信託銀行や商業銀行でCFOを歴任するなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しているとともに、当社ではCFOとして財務にとどまらない視点で全社戦略を推進するなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を取締役候補者としております。

候補者番号 新任

3

おおむら やすひろ  
大村 泰弘



- 生年月日  
1968年7月25日
- 所有する当社株式の数  
現に所有する普通株式  
25,350株  
潜在的に所有する普通株式  
40,300株
- 取締役在任年数 0年
- 取締役会出席回数 一回
- 当社における担当 CTO、Deputy CFO、社長室長、経営監査部担当、デザインセンター担当、映像ソリューション推進室担当、ITソリューション本部担当、光学本部担当、生産本部担当

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社  
2019年4月 当社執行役員  
2021年4月 当社常務執行役員  
2024年4月 当社専務執行役員（現在に至る）

#### 取締役候補者とした理由

大村泰弘氏は、入社以来、光学設計に従事し、精機事業部の光学設計部長、光学本部長などを歴任した後、現在は当社グループの経営戦略に関する業務に従事しております。光学機器の性能の根幹である光学技術に関して高い専門性を有するとともに、当社グループの経営戦略立案等にも携わるなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を取締役候補者としております。

候補者番号 再任

4

ひるた しろう  
蛭田 史郎



- 生年月日  
1941年12月20日
- 所有する当社株式の数  
現に所有する普通株式  
3,900株  
潜在的に所有する普通株式  
0株
- 取締役在任年数 5年
- 取締役会出席回数 17/17回
- 当社における担当 ー

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1964年4月 旭化成工業株式会社（現 旭化成株式会社）入社  
1997年6月 同社取締役  
1999年6月 同社常務取締役  
2001年6月 同社専務取締役  
2002年6月 同社取締役副社長  
2003年4月 同社代表取締役社長  
2010年4月 同社取締役最高顧問  
2010年6月 同社最高顧問  
2013年6月 同社常任相談役  
2016年6月 同社相談役  
2019年6月 当社社外取締役  
2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

蛭田史郎氏は、旭化成株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与するとともに、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくと考えております。また、当社の定める独立性判断基準（11頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくと考えております。

候補者番号	再任	
<b>5</b>	すみた <b>澄田</b>	まこと <b>誠</b>
■ 生年月日	1954年1月6日	
■ 所有する当社株式の数	現に所有する普通株式 0株	
	潜在的に所有する普通株式 0株	
■ 取締役在任年数	2年	
■ 取締役会出席回数	17/17回	
■ 当社における担当	—	



略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1980年4月 株式会社野村総合研究所 入社
- 1996年6月 イノテック株式会社取締役
- 2005年4月 同社代表取締役専務
- 2007年4月 同社代表取締役社長
- 2011年6月 TDK株式会社社外監査役
- 2013年4月 イノテック株式会社代表取締役会長
- 2013年6月 TDK株式会社社外取締役
- 2018年6月 イノテック株式会社取締役会長
- 2018年6月 TDK株式会社取締役会長
- 2021年4月 イノテック株式会社取締役
- 2022年4月 TDK株式会社取締役
- 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）
- 2023年6月 当社社外取締役（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 社外取締役 取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澄田誠氏は、イノテック株式会社の代表取締役社長、TDK株式会社の取締役会長などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与するとともに、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくと考えております。また、当社の定める独立性判断基準（11頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくことも期待しております。

候補者番号	再任	
<b>6</b>	たつおか <b>立岡</b>	つねよし <b>恒良</b>
■ 生年月日	1958年1月29日	
■ 所有する当社株式の数	現に所有する普通株式 2,000株	
	潜在的に所有する普通株式 0株	
■ 取締役在任年数	2年	
■ 取締役会出席回数	16/17回	
■ 当社における担当	—	



略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1980年4月 通商産業省（現 経済産業省） 入省
- 2010年1月 内閣官房内閣審議官
- 2011年8月 経済産業省大臣官房長
- 2013年6月 経済産業事務次官
- 2015年7月 退官
- 2022年6月 当社社外取締役（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

三菱商事株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

立岡恒良氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、経済産業省において要職を歴任し、産業政策、経済政策に関する卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただくと考えております。また、当社の定める独立性判断基準（11頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくことも期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 蛭田史郎、澄田誠及び立岡恒良の各氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して各氏を独立役員として届け出ております。なお、各氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって蛭田史郎氏は5年、澄田誠氏及び立岡恒良氏は2年となります。
3. 当社と蛭田史郎、澄田誠及び立岡恒良の各氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 馬立稔和、徳成旨亮、蛭田史郎、澄田誠及び立岡恒良の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が承認可決された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、大村泰弘氏は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。当社は、当該保険契約を任期中途に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 潜在的に所有する普通株式は、株式報酬型ストックオプション制度で付与された新株予約権が行使された場合に交付される予定の株式数をご参考に示しているものです。

### (ご参考) 社外取締役の独立性の判断基準

当社は、会社法上の社外取締役の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- a) 候補者が、当社グループの在籍者又は出身者である場合
  - b) 候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
  - c) 候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
  - d) 候補者が、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者である場合
  - e) 候補者が、当社が寄付を行っている先又はその出身者である場合
  - f) 候補者の二親等以内の者が、当社グループ又は当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合
- ※「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。
- (1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引先がある取引先
    - ・当社からの支払いが取引先連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
    - ・当社への支払いが当社連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
  - (2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

### (ご参考) 政策保有の方針及び政策保有株式の状況

当社の政策保有株式に関する方針は以下のとおりです。

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、政策保有株式毎に、その事業戦略上の意義及び合理性、株主総利回りや関連取引収益などの保有に伴う便益・リスク、当社の資本コストその他の観点も踏まえ、取締役会において定期的に検証・評価を実施し、その結果、保有の必要性・合理性が低いものについては売却の可能性を含め、慎重に検討します。

また、政策保有株式の議決権行使については、当社及び発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するか否か等の観点より、個別議案毎に賛否を判断し、行使します。特に、発行会社の企業価値を毀損する可能性の高い場合、発行会社において重大な企業不祥事が発生している場合などには、慎重に議決権行使を判断します。

直近の推移は以下のとおりです。

2023年3月末		2024年3月末	
銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
63	56,970	46	62,231

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役鶴見淳、蛭田史郎、山神麻子の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願い申し上げます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	新任	
<b>1</b>	さくち せいじ <b>菊地 誠司</b>	
■ 生年月日	1965年10月15日	
■ 所有する当社株式の数	現に所有する普通株式	0株
	潜在的に所有する普通株式	0株
■ 取締役在任年数	0年	
■ 取締役会出席回数	一回	
■ 監査等委員会出席回数	一回	
■ 当社における担当	—	

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社  
 2016年7月 当社財務・経理本部財務部長  
 2019年7月 当社半導体装置事業部事業企画部長  
 2021年10月 当社経営監査部長（現在に至る）

### 取締役候補者とした理由

菊地誠司氏は、精機事業の営業部門に携わった後、財務・経理部門に従事し、財務部長、半導体装置事業部事業企画部長、内部監査部門の責任者を歴任しました。財務・経理に関する高い専門性や、内部監査部門の責任者としての知見を有しており、監査等委員としての責務を果たすための資質を有していることから、同氏を監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号	新任	
<b>2</b>	むらやま しげる <b>村山 滋</b>	
■ 生年月日	1950年2月27日	
■ 所有する当社株式の数	現に所有する普通株式	500株
	潜在的に所有する普通株式	0株
■ 取締役在任年数	4年	
■ 取締役会出席回数	17/17回	
■ 監査等委員会出席回数	一回	
■ 当社における担当	—	

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年4月 川崎重工業株式会社入社  
 2005年4月 同社執行役員  
 2008年4月 同社常務執行役員  
 2010年6月 同社代表取締役常務  
 2013年6月 同社代表取締役社長  
 2016年6月 同社代表取締役会長  
 2017年6月 同社取締役会長  
 2020年6月 同社特別顧問（2024年6月退任予定）  
 2020年6月 当社社外取締役（現在に至る）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

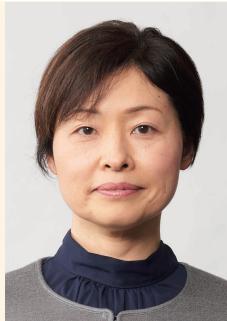
村山滋氏は、川崎重工業株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただくと考えております。また、当社の定める独立性判断基準（11頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくことも期待しております。

候補者番号 **再任**  
**3** やまがみ あさこ  
**山神 麻子**

■ 生年月日  
 1970年1月1日

■ 所有する当社株式の数  
 現に所有する普通株式 0株  
 潜在的に所有する普通株式 0株

■ 取締役在任年数 4年  
 ■ 取締役会出席回数 17/17回  
 ■ 監査等委員会出席回数 14/14回  
 ■ 当社における担当 一



#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年4月 弁護士登録 太陽法律事務所（現 ポールヘイスティンクス法律事務所）入所  
 2005年10月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社（出向）  
 2006年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社  
 2012年7月 名取法律事務所（現 ITN法律事務所）入所（パートナー 現在に至る）  
 2016年1月 日本弁護士連合会国際室室長  
 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

#### [重要な兼職の状況]

カゴメ株式会社社外取締役（監査等委員）  
 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山神麻子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、企業内弁護士としての勤務経験を有するほか、弁護士としてガバナンス・コンプライアンス等に関する専門的な知識・経験を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけると考えております。また、当社の定める独立性判断基準（11頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

(注)

- 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 村山滋及び山神麻子の両氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して両氏を独立役員として届け出ております。なお、両氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、山神麻子氏は、当社の監査等委員である取締役であり、監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 当社と村山滋及び山神麻子の各氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。また、当社と菊地誠司氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 村山滋及び山神麻子の両氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、両氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が承認可決された場合、両氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、菊地誠司氏は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。
- 潜在的に所有する普通株式は、株式報酬型ストックオプション制度で付与された新株予約権が行使された場合に交付される予定の株式数をご参考に示しているものです。なお、監査等委員である取締役候補者には、潜在的に所有する普通株式を保有する者はありません。

## 第5号議案

## 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する報酬額及び内容決定の件

## 1. 提案の理由及び当該報酬制度等を相当とする理由

当社の監査等委員以外の取締役の金銭報酬は、2022年6月29日開催の第158期定時株主総会において、年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円以内）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とすることを承認いただいております。

当社では、2023年6月29日開催の第159期定時株主総会において社外取締役を1名増員し、また、社外取締役の役割のさらなる強化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に務めており、その報酬について見直しを行うものであります。なお、金銭報酬の対象となる監査等委員以外の取締役の員数は、「第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役3名）となります。

また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告22頁に記載のとおりであり、本議案が原案どおり承認可決された場合でも、金銭報酬（月例定額報酬及び賞与）に係る内容について当該承認可決に伴う実質的な変更はありません。本議案は、当該方針において定められた個人別の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっていること、報酬審議委員会も今回の報酬制度改定の内容について企業価値向上の観点から相当であると判断していることから、取締役会としても相当であると判断しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

## 2. 報酬額及び内容

監査等委員以外の取締役の金銭報酬額につきましては、従前の取締役に対する報酬の支給実績、監査等委員以外の取締役の員数枠（15名以内）等諸般の事情を勘案のうえ、年額7億円以内（うち、社外取締役分は年額1億円以内）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）の範囲内で月例定額報酬その他の金銭報酬を支給することとさせていただき、その個別の金額、支給時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(ご参考) 第160期定時株主総会後の取締役\* (本総会において各取締役が選任された場合)

当社では、経営戦略の実現に向け、取締役に特に期待するスキルとして、企業経営・経営戦略、内部統制・ガバナンスといった知見・経験や、当社の事業特性・課題に関する知見・経験を下表のとおり選定し、指名審議委員会における審議のうえ、決定しています。これらのスキルを各取締役がバランスよく保有し、多様性の確保及び適切な員数の観点も踏まえて、取締役会全体として実効性を発揮できる構成としています。

\* 取締役会議長、代表取締役、監査等委員会委員長及び常勤監査等委員、指名審議委員会・報酬審議委員会の委員及び委員長は、それぞれ定時株主総会後の取締役会又は監査等委員会で決定する予定です。

	候補者番号	氏名	性別	当社における地位	属性	指名/報酬審議委員会 担当状況	取締役に期待する知見・経験						第160期の出席状況		
							企業経営・ 経営戦略	内部統制・ ガバナンス	法務・ リスク管理	財務・会計 /M&A	グローバル ビジネス	テクノロジー	取締役会	監査等委員会	
監査等委員以外の 取締役候補者 (第3号議案)	1	馬立 稔和	男性	取締役 代表取締役		指名 報酬	○					○	○	16/17回	—
	2	徳成 旨亮	男性	取締役 代表取締役		指名 報酬	○	○		○				17/17回	—
	3	大村 泰弘	男性	取締役			○				○	○		—	—
	4	蛭田 史郎	男性	取締役 取締役会議長	社外 独立	指名 委員長	○	○					○	17/17回	14/14回
	5	澄田 誠	男性	取締役	社外 独立	報酬 委員長	○	○					○	17/17回	4/4回
	6	立岡 恒良	男性	取締役	社外 独立	報酬	○		○			○		16/17回	—
監査等委員である 取締役候補者 (第4号議案)	1	菊地 誠司	男性	取締役 常勤監査等委員				○			○	○		—	—
	2	村山 滋	男性	取締役 監査等委員会委員長	社外 独立	指名	○					○	○	17/17回	—
	3	山神 麻子	女性	取締役 監査等委員	社外 独立	指名			○	○		○		17/17回	14/14回
監査等委員である 取締役 (任期中)		萩原 哲	男性	取締役 常勤監査等委員			○	○			○			17/17回	14/14回
		千葉 通子	女性	取締役 監査等委員	社外 独立	報酬			○	○	○			11/12回	9/10回

社外 社外取締役候補者      独立 東京証券取引所が定める独立性を満たした独立役員候補者  
 指名 指名審議委員会      報酬 報酬審議委員会

(注) 1. 各取締役が保有しているスキルのうち、特に期待する知見・経験を3つまで記載しています。  
 2. 澄田誠氏は、2023年6月29日開催の第159期定時株主総会において監査等委員である取締役を辞任し、監査等委員以外の取締役に選任されています。そのため、監査等委員会の出席状況に関しては、同氏の監査等委員である取締役就任時の開催回数及び出席回数を記載しています。  
 3. 千葉通子氏は、2023年6月29日開催の第159期定時株主総会において監査等委員である取締役に選任されたため、就任後の開催回数及び出席回数を記載しています。

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における市場・顧客動向について、映像事業においては、デジタルカメラ市場は中高級機の販売が好調で市場全体の販売台数・金額とも堅調に推移しました。精機事業においては、FPD関連分野は中小型パネル用、大型パネル用とも顧客の設備投資は低調に推移しました。また、半導体関連分野の設備投資は、全体では改善のきざしは見られたものの顧客や最終製品ごとにはばらつきのある状況が続きました。ヘルスケア事業においては、ライフサイエンスソリューション及びアイケアソリューション分野の市況は総じて堅調に推移したものの、金利上昇等により一部顧客に需要減退が見られました。コンポーネント事業においては、光学部品やエンコーダ関連市場が最終ユーザーによる在庫や投資の調整の影響を受け、EUV関連市場も半導体市況減速の影響から低調に推移しました。デジタルマニュファクチャリング事業においては、半導体、電子部品市場の設備投資は低調に推移しました。また、金属アディティブマニュファクチャリング分野においては、大型で生産効率の高い装置への移行が進みましたが、市場全体としては拡大の踊り場となりました。

このような外部環境の下、当社グループは、中期経営計画（2022～2025年度）の方針に基づき、主要事業である映像事業、精機事業での安定収益確保、顧客の多様化・拡大や、高付加価値サービスの提供などに努めました。映像事業では、業務用シネマカメラ分野で独自の顧客と技術を持つ米国のRED.com, LLCの子会社化を発表し、2024年4月には完全子会社化を完了して、業務用動画機市場開拓にむけ大きな一歩を踏み出しました。戦略事業に位置付けているデジタルマニュファクチャリング事業では、子会社化した金属3DプリンターメーカーNikon SLM Solutions AG（以下、「SLM社」）を含むアディティブマニュファクチャリング事業をグローバルに統括するNikon Advanced Manufacturing, Inc.を米国に設立し、事業拡大を図りました。また、経営基盤強化のための人材確保やコーポレート・ガバナンスの強化にも取り組みました。

このような状況の下、当社グループの連結業績は、売上収益は7,172億45百万円、前期比891億40百万円（14.2%）の増収、営業利益は397億76百万円、前期比151億32百万円（27.6%）の減益、親会社の所有者に帰属する当期利益は325億70百万円、前期比123億74百万円（27.5%）の減益となりました。

セグメント情報は次のとおりです。なお、新たな報告セグメントとして「デジタルマニュファクチャリング事業」を当事業年度より設定しました。本セグメントには、従来は「産業機器・その他」に含まれていた事業や、「コンポーネント事業」に含まれていたアディティブマニュファクチャリング事業の一部、各セグメントに配賦されない全社損益に含

まれていた次世代プロジェクト本部の一部などの部門や子会社等を集約しました。これに伴い、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しています。

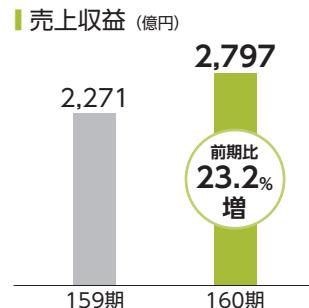
(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでいます。

## 映像事業

主要な事業内容

レンズ交換式デジタルカメラ、  
レンズ一体型デジタルカメラ、交換レンズ

フルサイズミラーレスカメラ「Z 8」、「Z f」等を中心に、プロ・趣味層をターゲットとした中高級機及び交換レンズの拡販に注力しました。平均販売単価の上昇や円安効果もあり、当事業の売上収益は2,797億37百万円、前期比23.2%増、営業利益は465億42百万円、前期比10.3%増となりました。

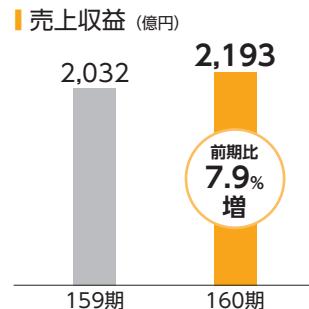


## 精機事業

主要な事業内容

FPD露光装置、半導体露光装置

FPD露光装置分野は、中小型パネル用、大型パネル用、いずれも装置の販売台数が減少したことにより、減収減益となりました。半導体露光装置分野は、新品装置の販売台数が増加したことにより、増収増益となりました。この結果、当事業の売上収益は2,193億79百万円、前期比7.9%増、営業利益は151億79百万円、前期比38.2%減となりました。

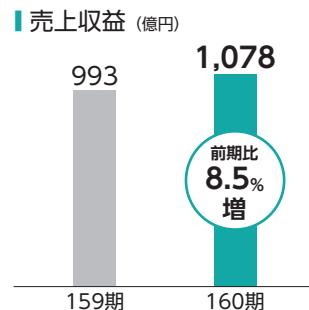


## ヘルスケア事業

主要な事業内容

生物顕微鏡、超広角走査型レーザー検眼鏡、  
細胞受託生産

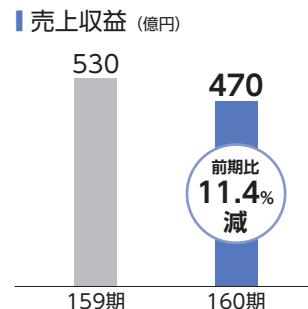
円安効果に加え、ライフサイエンスソリューション及びアイケアソリューション分野での堅調な販売により事業全体としては増収となりました。一方、物価高騰によるコスト増加に加え、アイケアソリューション分野の在外子会社に関して第2四半期連結会計期間に計上した引当金及びその関連費用の影響もあり、事業全体として減益となりました。この結果、当事業の売上収益は1,078億89百万円、前期比8.5%増、営業利益は53億88百万円、前期比53.5%減となりました。



## コンポーネント事業

主要な事業内容 光学コンポーネント、エンコーダ、特注機器、FPDフォトマスク基板

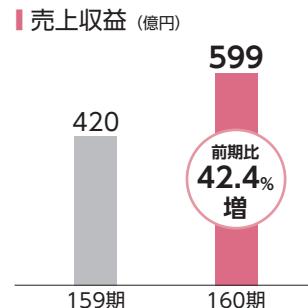
デジタルソリューションズ事業は、光学部品やエンコーダの販売が減少したことにより減収減益となりました。カスタムプロダクツ事業は、EUV関連市場減速に伴う、EUV関連コンポーネントの販売減少等の影響により減収減益となりました。この結果、当事業の売上収益は470億5百万円、前期比11.4%減、営業利益は168億29百万円、前期比23.8%減となりました。



## デジタルマニュファクチャリング事業

主要な事業内容 金属3Dプリンター、光加工機、工業用顕微鏡、測定機

産業機器事業は、X線の新製品やレーザーレーダの販売が堅調に推移し増収となりましたが、不採算製品の整理等の一時費用を計上した結果、減益となりました。アドバンストマニュファクチャリング事業は、SLM社の連結子会社化により増収となりましたが、研究開発などの先行投資に加え、事業立ち上げに伴う一過性費用や、SLM社の連結子会社化による無形資産の償却により赤字幅は拡大しました。この結果、当事業の売上収益は599億37百万円、前期比42.4%増、営業損失は158億1百万円、(前年同期は101億57百万円の営業損失)となりました。



### ② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は707億3百万円であり、事業別の投資額は、映像事業114億38百万円、精機事業89億21百万円、ヘルスケア事業54億51百万円、コンポーネント事業83億61百万円、デジタルマニュファクチャリング事業60億31百万円です。主な設備投資の内容は、映像事業におけるミラーレスカメラ関連の生産設備、精機事業における諸設備の維持・更新、及びコンポーネント事業における生産設備の増設に加え、2022年7月に発表しました新本社の建設です。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度末現在の有利子負債残高は1,921億71百万円であり、前期末と比べ340億74百万円増加しています。

なお、当事業年度は増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、2030年のありたい姿「人と機械が共創する社会の中心企業」に向けて、2022年度から2025年度までの中期経営計画を策定し、活動しています。数値目標などの大枠は変更ありませんが、事業環境の変化を踏まえ、事業別収益や資本配分の中身を見直し、M&A投資を抑制する一方、オーガニック成長のための投資を拡大します。同時に、事業戦略に連動したサステナビリティ戦略、中期経営計画達成のための人材育成、顧客・従業員重視のDX戦略の強化を図る方針です。さらに、株主還元の実現も図っていきます。

## (3) 重要な子会社の状況（2024年3月31日現在）

会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社栃木ニコン	100.0%	光学ユニット、交換レンズ、対物レンズ、光学部品、機械部品等の製造
株式会社栃木ニコンプレジジョン	100.0%	半導体/FPD露光装置用ユニット、投影レンズの製造
Nikon Europe B.V.	100.0%	欧州におけるグループ会社の資金の集中的調達・管理・運用等。カメラ、顕微鏡等の輸入販売、サービス
Nikon Singapore Pte. Ltd.	100.0%	カメラ、顕微鏡、測定機等の輸入販売、サービス、半導体装置の保守サービスと中古機の販売
株式会社ニコンイメージングジャパン	100.0%	カメラ等の販売、サービス
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	100.0%	デジタルカメラ、交換レンズ、デジタルカメラ用ユニットの製造
Nikon Inc.	* 100.0%	カメラ等の輸入販売、サービス
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	* 100.0%	カメラ等の輸入販売、サービス
Nikon Precision Inc.	* 100.0%	半導体装置の輸入販売、保守サービス、中古機の販売
Optos Plc	100.0%	超広角走査型レーザー検眼鏡等の製造、販売、サービス
Nikon SLM Solutions AG	100.0%	金属アディティブマニファクチャリングにおける統合ソリューションの提供
Nikon Advanced Manufacturing Inc.	* 100.0%	アディティブマニファクチャリング事業の統括管理、事業企画
Nikon Metrology NV	* 100.0%	産業機器の欧州・米州地域における財務・経理・法務・IT・マーケティングの統括管理

(注) 1. \*印は間接所有を含めた出資比率であることを表しています。  
2. 当事業年度より、Nikon Advanced Manufacturing Inc.を重要な子会社に加えています。

## (4) 主要な組織再編行為等の状況

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。

- ③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

業務用シネマカメラ分野で独自の顧客と技術を持つ米国のRED.com, LLCの持分のすべてを2024年4月8日に取得し、同社を完全子会社化しました。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の内訳

#### ① 取締役の内訳 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (取締役会議長)	牛田 一雄	トーヨーカネツ株式会社 社外取締役 監査等委員 JSR株式会社 社外取締役
* 取締役 (社長執行役員)	馬立 稔和	CEO、CTO、デザインセンター担当、映像ソリューション推進室担当
* 取締役 (副社長執行役員)	徳成 旨亮	CFO、CRO、経営管理本部長、経営監査部担当、サステナビリティ戦略部担当、情報セキュリティ推進部担当、財務・経理本部担当、法務・知的財産本部担当、ITソリューション本部担当
取締役 (専務執行役員)	小田島 匠	社長付
取締役	村山 滋	川崎重工工業株式会社 特別顧問
取締役	澄田 誠	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 社外取締役 取締役会長
取締役	立岡 恒良	旭化成株式会社 社外取締役 三菱商事株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	萩原 哲	—
取締役 (常勤監査等委員)	鶴見 淳	—
取締役 (監査等委員)	蛭田 史郎	—
取締役 (監査等委員)	山神 麻子	カゴメ株式会社 社外取締役 監査等委員 NECキャピタルソリューション株式会社 社外取締役
* 取締役 (監査等委員)	千葉 通子	カシオ計算機株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社NTTドコモ 社外取締役 監査等委員

(注) 1. ※印は代表取締役を表します。

2. \*印は2023年6月29日開催の第159期定時株主総会において新たに選任された取締役を表します。

3. 澄田誠氏は、2023年6月29日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって当社監査等委員である社外取締役に辞任し、監査等委員以外の社外取締役に選任されました。

4. 取締役のうち、村山滋、澄田誠、立岡恒良、蛭田史郎、山神麻子及び千葉通子の各氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しています。

5. 常勤の監査等委員である取締役として、萩原哲及び鶴見淳の両氏を選定しています。両氏は、監査等委員会の活動の実効性確保のため、経営委員会、各種委員会等の重要会議に出席し、経営執行状況の的確な把握と監査に努め、財務

報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかの監査・監督に努める職務を担っています。

6. 萩原哲及び鶴見淳の両氏は、当社の財務・経理部門における長年の経歴を有しており、また、千葉通子氏は公認会計士であり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 小田島匠氏は、2024年3月31日付で監査等委員以外の取締役を辞任しました。

## ② 責任限定契約の内容と概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補することとしています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社執行役員等であり、被保険者がその保険料の約一割を負担しています。

なお、当該役員等賠償責任保険契約においては、当社取締役及び当社執行役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、一定の免責額の定めを設け、当該金額に至らない損害については填補の対象としないこととしています。

## ④ 取締役及び執行役員の個人別報酬等の決定方針

### (i) 報酬の基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

### (ii) 報酬体系及び業績連動の仕組み

a) 業務執行取締役及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む。以下「執行役員等」という）の報酬体系は、原則として金銭報酬（月例定額報酬及び賞与）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）で構成される。

賞与及び各株式報酬の標準支給額は、各人の月例定額報酬に、役員・職責に応じた比率を乗じた金額とし、上位の役員・職責ほど当該割合が高まる設計とする。なお、月例定額報酬を1とした場合の各報酬の比率の範囲は以下のとおりとする。また、株式報酬に関しては、事業年度毎に、株式の希薄化率が1%を超えない範囲内で支給するものとする。

賞与	業績連動型株式報酬	譲渡制限付株式報酬
0.6~0.7	0.1~0.225	0.3~0.45

#### <金銭報酬>

- ・月例定額報酬

業績に連動しない金銭報酬とし、毎月支給する。

- ・賞与

単年度における当社全体のROE及び営業利益、各担当部門の資本効率、収益性等の目標達成度及び定性評価並びに役員毎に設定した課題の定性評価を踏まえた報酬審議委員会による評価に基づき、役位等に応じて算出される標準支給額に対して0～200%の範囲で取締役会において決定される金銭報酬とし、原則として毎年6月に支給する。

#### <株式報酬>

- ・業績連動型株式報酬

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、別途取締役会にて決定する複数事業年度毎に設定する中期経営計画の最終事業年度の当社全体のROEに加え、中期経営計画期間中の各事業年度における当社全体の売上収益、営業利益率、戦略課題の目標達成度を踏まえた報酬審議委員会による評価に基づき、役位等に応じて算出される基準の0～150%の範囲で取締役会において決定される株式報酬とし、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象期間に含まれる各事業年度の終了後最初に到来する6月に譲渡制限付株式又はその時価相当額の金銭を交付する。当該譲渡制限付株式は、当社の取締役及び執行役員等のいずれの地位からも退任するまでの期間中の処分が原則として禁止される。

- ・譲渡制限付株式報酬

株主との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、原則として毎年4月に譲渡制限付株式を交付する。当該譲渡制限付株式は、当社の取締役及び執行役員等のいずれの地位からも退任するまでの期間中の処分が原則として禁止される。交付する譲渡制限付株式の数は、取締役会の決議により役位等に応じて算出される一定額を、当社株式の時価をもって除した数を原則とする。

b) 非業務執行取締役の報酬体系は、月例定額報酬のみとし、毎月支給する。

#### (iii) 報酬審議委員会による報酬額・算定方法の審議を踏まえた決定

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬審議委員会が役員報酬の方針の策定、関連諸制度の審議・提言等を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮する。

監査等委員以外の取締役及び執行役員等の個人別の報酬については、報酬審議委員会において審議を行い、その審議結果に従って、取締役会が決定する。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定する。なお、報酬審議委員会は、適切な監督を実施するという観点から、取締役で構成し、委員の半数以上を社外取締役とするとともに、委員長も社外取締役とする。

## (iv) 返還請求

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員等に、職務の重大な違反もしくは社内規程の重大な違反があることが判明した場合、又は、当社に許可なく同業他社等に就職等（当該同業他社等の取締役及び執行役員もしくはそれに準ずる役職に就任すること及び当該同業他社等の従業員として就職すること等）をしていることが判明した場合には、当社は、当該取締役又は執行役員等に対して交付及び給付した当社株式及び金銭の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

## ⑤ 取締役の報酬等の額

区 分			監査等委員 以外の取締役 (うち社外取締役)	監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	合計
固定報酬	月例定額報酬	支給人数	7名 ( 3名)	6名 ( 4名)	13名 ( 7名)
		支給額	257百万円 ( 44百万円)	111百万円 ( 48百万円)	368百万円 ( 92百万円)
業績連動報酬	賞与	支給人数	3名 (—)	—	3名 (—)
		支給額	78百万円 (—)	—	78百万円 (—)
	業績連動型 株式報酬	支給人数	3名 (—)	—	3名 (—)
		支給額	15百万円 (—)	—	15百万円 (—)
株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	支給人数	3名 (—)	—	3名 (—)
		支給額	61百万円 (—)	—	61百万円 (—)
合計		支給人数	7名 ( 3名)	6名 ( 4名)	13名 ( 7名)
		支給額	411百万円 ( 44百万円)	111百万円 ( 48百万円)	521百万円 ( 92百万円)

- (注) 1. 上記のうち、固定報酬/月例定額報酬及び合計に係る支給人数・支給額には、2023年6月29日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査等委員である取締役1名（うち、社外取締役1名）を含んでいません。
2. 上記の賞与の支給額は、報酬審議委員会の審議を経て、2024年5月17日開催の取締役会にて監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に支給することを決議した総額です。
3. 上記の業績連動型株式報酬の支給額は、報酬審議委員会の審議を経て、2024年5月17日開催の取締役会にて監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に支給することを決議した業績連動型株式報酬の総額です。なお、支給人数・支給額には2024年3月31日付で辞任した取締役1名に支給する業績連動型株式報酬としての株式に代わる金銭を含みます。
4. 監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けています。

⑥ 取締役の報酬に関する基本方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬審議委員会にて検討のうえ取締役会に答申し、2022年5月20日開催の当社取締役会において審議・検討のうえ決定しています。

⑦ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、監査等委員以外取締役報酬について、報酬審議委員会で個人別の報酬と基本方針との整合性について検討を行い、基本方針に沿う旨を取締役に答申しており、取締役会においても基本方針に沿うものであると判断しています。

⑧ 業績連動報酬等に関する事項

賞与の額の算定に際しては、連結ROE・連結営業利益額の評価のほか、担当部門の業績や役員ごとに設定した課題の評価を行っています。これらの指標のうち、連結ROEは資本の効率性を測るため、また、連結営業利益は収益力を測るために用いています。

なお、2024年3月期に係る賞与の各指標の基準値及び実績値は以下のとおりです。このほか、担当部門の業績、役員ごとに設定した課題の定性評価を行っています。

評価指標	ウェイト	業績連動幅	業績別の適用係数	実績	達成度
2024年3月期の連結ROE	役位により 10~50%	0% ~200%	以下の範囲で変動します。 上 限 (8.0%) : 係数200% 基準値 (6.0%) : 係数100% 下 限 (4.5%) : 係数50% ※業績が4.5%未満の場合は係数が0%、業績が8.0%以上の場合は係数が200%となります。	5.0%	67%
2024年3月期の連結営業利益額	役位により 10~50%	0% ~200%	以下の範囲で変動します。 上 限 (630億円) : 係数200% 基準値 (450億円) : 係数100% 下 限 (330億円) : 係数50% ※業績が330億円未満の場合は係数が0%、業績が630億円以上の場合は係数が200%となります。	397億円	78%

また、業績連動型株式報酬の算定に際しては、各事業年度において、連結売上収益、連結営業利益率の財務目標、成長ドライバー及びサービス・コンポーネントの営業利益額のほか、経営基盤強化に向けた取り組みについて事業年度毎に課題を設定する戦略目標の評価を行っており、これに加え、中期経営計画の最終事業年度においては、連結ROEの評価を行います。

これらの指標のうち、連結売上収益、連結営業利益率及び連結ROEは、中期経営計画で掲げる財務目標の達成度を測るため、また、成長ドライバー及びサービス・コンポーネントの営業利益額は、中期経営計画で掲げる戦略目標の達成度を測るために設けています。

なお、2024年3月期に係る各指標の基準値及び実績値は以下のとおりです。

	評価指標	ウェイト	業績連動幅	業績別の適用係数	実績	達成度
財務目標	2024年3月期の連結売上収益	25%	0%～150%	以下の範囲で変動します。 上 限 (6,900億円)：係数150% 基準値 (6,300億円)：係数100% 下 限 (5,700億円)：係数50% ※業績が5,700億円未満の場合は係数が0%、業績が6,900億円以上の場合は係数が150%となります。	7,172億円	150%
	2024年3月期の連結営業利益率	25%	0%～150%	以下の範囲で変動します。 上 限 (10.0%)：係数150% 基準値 (8.5%)：係数100% 下 限 (7.5%)：係数50% ※業績が7.5%未満の場合は係数が0%、業績が10.0%以上の場合は係数が150%となります。	5.5%	0%
戦略目標	2024年3月期の成長ドライバーの営業利益額	20%	0%～150%	以下の範囲で変動します。 上 限 (260億円)：係数150% 基準値 (220億円)：係数100% 下 限 (190億円)：係数50% ※業績が190億円未満の場合は係数が0%、業績が260億円以上の場合は係数が150%となります。	19億円	0%
	2024年3月期のサービス・コンポーネントの営業利益額	20%	0%～150%	以下の範囲で変動します。 上 限 (440億円)：係数150% 基準値 (380億円)：係数100% 下 限 (330億円)：係数50% ※業績が330億円未満の場合は係数が0%、業績が440億円以上の場合は係数が150%となります。	301億円	0%
	経営基盤強化に向けた取り組み	10%	0%～150%	サステナビリティ戦略や人的資本経営等の取り組みを総合的に評価	—	100%

### ⑨ 非金銭報酬等の内容

当社は、中期経営計画で掲げる目標達成に向けたインセンティブに加え、中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有の促進をより一層進めることを目的とし、非金銭報酬等として、無償取得事由等の定めのある、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給しています。業績連動型株式報酬の内容は、対象事業年度毎の当社全体の目標達

成度等に基づき、0～150%の範囲で当社の取締役（監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他の執行役員に準ずるものを含む。国内非居住者を除く。）への報酬として株式等を交付するものです。また、譲渡制限付株式報酬は、対象事業年度毎に役位別基本基準金額を参照価格で割った株式数を交付するもので、その交付状況は、「第160期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）株式の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであり、業績連動型株式報酬の業績指標の内容等は上記「2. 会社の現況（1）会社役員の状態 ⑧ 業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。

⑩ 役員報酬等に関する株主総会の決議

(i) 2016年6月29日開催の第152期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億5,000万円以内とする旨決議されています。なお、決議時の監査等委員である取締役の員数は5名です。

(ii) 2022年6月29日開催の第158期定時株主総会において、以下の内容が承認されています。

- ・監査等委員以外の取締役の報酬額を、月額報酬その他の金銭報酬を対象とするものとして、年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円以内）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とする。（決議時の対象となる取締役は6名（うち、社外取締役2名））
- ・監査等委員以外の取締役（社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）への譲渡制限付株式報酬制度として、譲渡制限付株式の取得に係る出資財産とするために付与される金銭報酬債権の総額を1事業年度当たり1億円以内、交付株式数を1事業年度当たり15万株以内とし、無償取得事由等の定めのある譲渡制限付株式を交付する。（決議時の対象となる取締役は3名）
- ・監査等委員以外の取締役（社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）への中期業績に連動した業績連動型株式報酬制度として、各評価対象事業年度当たりの交付株式数の上限を11万株とし、譲渡制限付株式の取得に係る出資財産とするために付与される金銭報酬債権及び金銭の合計額の上限を、交付株式数の上限11万株に譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値を乗じた金額とし、無償取得事由等の定めのある譲渡制限付株式を交付する。（決議時の対象となる取締役は3名）

⑪ 社外役員に関する事項

(i) 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会及び担当委員会への出席状況	主な活動状況
村山 滋	取締役会 17/17回 指名審議委員会 5/5回 報酬審議委員会 3/3回	当社の事業戦略等に関し、メーカーでの長年の経営経験から、取締役会の審議・報告内容につき積極的に発言しています。加えて、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員として当事業年度開催の指名審議委員会のすべてに出席し、また、当社の監査等委員以外の取締役及び執行役員の報酬制度、報酬額の妥当性等について審議する報酬審議委員会の委員長として、報酬審議委員会のすべてに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めています。
澄田 誠	取締役会 17/17回 監査等委員会 4/4回 指名審議委員会 5/5回	当社の事業戦略等に関し、メーカーでの長年の経営経験から、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しています。加えて、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員長として、指名審議委員会のすべてに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めています。
立岡 恒良	取締役会 16/17回 指名審議委員会 5/5回	当社の事業戦略等に関し、経済産業省において要職を歴任し、産業政策、経済政策に関する卓越した見識から、取締役会の審議・報告内容につき積極的に発言しています。加えて、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員として、指名審議委員会のすべてに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めています。
蛭田 史郎	取締役会 17/17回 監査等委員会 14/14回 報酬審議委員会 3/3回	当社の事業戦略等に関し、メーカーでの長年の経営経験から、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しています。加えて、監査等委員会では委員長を務め、また、当社の監査等委員以外の取締役及び執行役員の報酬制度、報酬額の妥当性等について審議する報酬審議委員会の委員として、当事業年度開催の報酬審議委員会すべてに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めています。
山神 麻子	取締役会 17/17回 監査等委員会 14/14回 指名審議委員会 5/5回	弁護士としての知識・経験等を踏まえ、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しています。加えて、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員として、指名審議委員会のすべてに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めています。
千葉 通子	取締役会 11/12回 監査等委員会 9/10回	公認会計士としての知識・経験等を踏まえ、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しており、企業会計、ガバナンスに関する点を中心に、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めています。

- ・澄田誠氏は、2023年6月29日開催の第159期定時株主総会において監査等委員である取締役を辞任し、監査等委員以外の取締役を選任されております。そのため、監査等委員会の出席状況に関しては、同氏の監査等委員である取締役就任時の開催回数及び出席回数を記載しています。
- ・千葉通子氏は、2023年6月29日開催の第159期定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の開催回数及び出席回数を記載しています。

この事業報告に記載する株式数は、表示単位未満を四捨五入しています。  
また、記載する金額は、百万円未満を四捨五入し、億円未満を切り捨てています。

以上

## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産</b>		<b>負債</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び現金同等物	206,644	仕入債務及びその他の債務	83,647
売上債権及びその他の債権	139,922	社債及び借入金	88,313
棚卸資産	285,239	未払法人所得税	5,056
その他の金融資産	15,908	前受金	71,875
その他の流動資産	19,627	引当金	7,892
<b>流動資産合計</b>	<b>667,340</b>	その他の金融負債	32,993
<b>非流動資産</b>		その他の流動負債	40,641
有形固定資産	133,428	<b>流動負債合計</b>	<b>330,416</b>
使用权資産	24,455	<b>非流動負債</b>	
のれん及び無形資産	158,573	社債及び借入金	78,392
退職給付に係る資産	11,658	退職給付に係る負債	7,330
持分法で会計処理されている投資	9,728	引当金	8,286
その他の金融資産	89,618	繰延税金負債	16,631
繰延税金資産	51,471	その他の金融負債	17,395
その他の非流動資産	840	その他の非流動負債	3,568
<b>非流動資産合計</b>	<b>479,771</b>	<b>非流動負債合計</b>	<b>131,602</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,147,110</b>	<b>負債合計</b>	<b>462,019</b>
		<b>資本</b>	
		資本金	65,476
		資本剰余金	897
		自己株式	△7,297
		その他の資本の構成要素	75,876
		利益剰余金	548,843
		親会社の所有者に帰属する持分	683,795
		非支配持分	1,297
		<b>資本合計</b>	<b>685,091</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>1,147,110</b>

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	717,245
売上原価	△407,198
売上総利益	310,047
販売費及び一般管理費	△268,056
その他営業収益	3,576
その他営業費用	△5,792
営業利益	39,776
金融収益	8,260
金融費用	△7,834
持分法による投資利益	2,467
税引前利益	42,669
法人所得税費用	△10,535
当期利益	32,134
当期利益の帰属	
親会社の所有者	32,570
非支配持分	△436
当期利益	32,134

# 計算書類

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>367,563</b>
現金及び預金	78,718
受取手形	3,063
売掛金	69,393
有価証券	4,000
製品	39,428
半製品	2,808
原材料	393
仕掛金	106,784
貯蔵品	13,876
関係会社短期貸付金	22,690
未収還付法人税等	770
未収入金	12,929
その他	12,714
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>411,605</b>
有形固定資産	78,649
建物	17,804
構築物	604
機械及び装置	12,119
車両運搬具	99
工具、器具及び備品	7,285
土地	8,297
リース資産	904
建設仮勘定	31,538
無形固定資産	13,038
ソフトウェア	12,008
その他	1,030
投資その他の資産	319,918
投資有価証券	79,755
関係会社株式	179,143
出資金	3
関係会社出資金	16,999
関係会社長期貸付金	8,211
前払年金費用	9,137
繰延税金資産	28,676
その他	2,493
貸倒引当金	△4,499
<b>資産合計</b>	<b>779,169</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>275,282</b>
電子記録債務	7,005
買掛金	47,949
短期借入金	49,950
1年内返済予定の長期借入金	33,007
リース債務	328
設備関係未払金	10,278
未払費用	26,379
未払法人税等	731
前受金	52,532
預り金	41,933
製品保証引当金	1,573
その他	3,616
<b>固定負債</b>	<b>91,348</b>
社債	20,000
長期借入金	58,200
リース債務	658
資産除去債務	3,401
関係会社事業損失引当金	8,748
その他	341
<b>負債合計</b>	<b>366,630</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>375,809</b>
資本金	65,476
資本剰余金	80,712
資本準備金	80,712
利益剰余金	236,919
利益準備金	5,565
その他利益剰余金	231,353
研究開発積立金	2,056
買換資産圧縮積立金	4,508
圧縮積立金	2,815
オープンイノベーション促進積立金	321
別途積立金	111,211
繰越利益剰余金	110,443
自己株式	△7,297
<b>評価・換算差額等</b>	<b>34,864</b>
その他有価証券評価差額金	35,033
繰延ヘッジ損益	△169
<b>新株予約権</b>	<b>1,866</b>
<b>純資産合計</b>	<b>412,539</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>779,169</b>

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		438,871
売上原価		294,884
売上総利益		143,987
販売費及び一般管理費		127,869
営業利益		16,118
営業外収益		
受取利息・配当金	30,989	
その他の営業外収益	8,958	39,946
営業外費用		
支払利息	2,514	
その他の営業外費用	11,903	14,416
経常利益		41,648
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	9,744	
固定資産受贈益	19	9,768
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産減損損失	9	
投資有価証券売却損	59	
投資有価証券評価損	1,919	
関係会社株式評価損	944	2,933
税引前当期純利益		48,482
法人税、住民税及び事業税	3,025	
法人税等調整額	2,173	5,198
当期純利益		43,285

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 ニコン  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木基之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎 肇

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 ニコン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 登樹 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 基之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎 肇

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会は、グループの内部統制システムが適正に整備、運用されているかに重点を置いた監査活動を展開しました。監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、監査計画に基づき選定した子会社の監査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

### 株式会社 ニコン 監査等委員会

監査等委員 蛭田 史郎 ㊞

監査等委員 山神 麻子 ㊞

監査等委員 千葉 通子 ㊞

常勤監査等委員 萩原 哲 ㊞

常勤監査等委員 鶴見 淳 ㊞

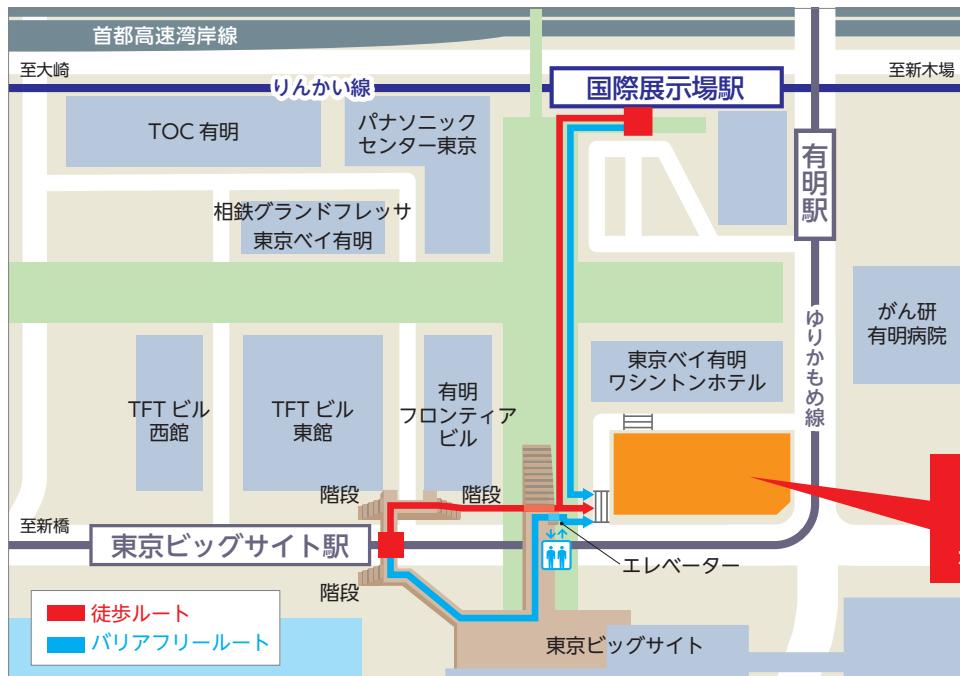
(注) 監査等委員 蛭田史郎、監査等委員 山神麻子及び監査等委員 千葉通子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都江東区有明三丁目7番18号 有明セントラルタワー  
有明セントラルタワーホール&カンファレンス 4階ホールA

開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。



## 交通

ゆりかもめ線

「東京ビッグサイト駅」  
下車、徒歩4分

りんかい線

(東京臨海高速鉄道)

「国際展示場駅」下車、  
徒歩5分

**株主総会会場**

有明セントラルタワー  
ホール&カンファレンス

## 株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日

期末配当金  
受領株主確定日 3月31日

中間配当金  
受領株主確定日 9月30日

定時株主総会 毎年6月

単元株式の数 100株

## 公告の方法

電子公告により行います。  
ただし、電子公告によることができない  
事故その他やむを得ない事由が生じたと  
きは日本経済新聞に掲載して行います。  
[https://www.jp.nikon.com/company/ir/  
stock\\_info/bp/](https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock_info/bp/)

三菱UFJ信託銀行株式会社

(連絡先) 三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部

株主名簿管理人  
特別口座の口座  
管理機関

(郵送先) 〒137-8081  
新東京郵便局私書箱第29号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部

UD FONT

見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサル  
デザインフォントを採用  
しています。